

---

# 地域脱炭素化促進区域に係る 道基準案について

---

令和5年（2023年）5月17日

令和5年度第1回北海道環境影響評価審査委員会



・ 収集した情報に基づいて、都道府県基準では以下を整理して示します。

- ・ 促進区域に含めることが適切でないと都道府県が判断する区域（除外すべき区域）
- ・ 促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項（市町村が考慮すべき区域・事項）
- ・ 考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等



# 促進区域の設定にあたり配慮すべき基準に係る省令の構成

## 〔国基準〕

①促進区域に含めない区域（省令第五条の二第1項第1号）

②考慮が必要な区域（省令第五条の二第1項第2号）

③考慮が必要な事項（省令第五条の二第1項第3号）

## 〔都道府県基準〕

①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（省令第五条の四第2項1号）

②考慮対象事項等（省令第五条の四第2項2号）

### <②考慮対象事項等の詳細>

ア 施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）

イ 考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方

ウ 考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報

エ 収集すべき情報の収集方法

③特例基準（省令第五条の四第3項）

④適用除外（省令第五条の四第5項）

[委員のご意見] 除外区域は、次の区域や事項を設定してはいかがか。

ラムサール条約湿地 (世界) ジオパーク	世界自然遺産 国立公園	世界文化遺産 国定公園
道立自然公園	国指定鳥獣保護区	道指定鳥獣保護区
生息地等保護区	道指定自然環境保全地域	環境緑地保護地区
学術自然保護地区	重要里地里山	重要湿地
自然再生事業の対象区域	KBA	IBA
「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」		
天然記念物	記念保護樹木	
植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域		
民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM・自然共生サイト）及びその候補となる区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	河川区域	保安林
地域森林計画対象森林	保護林	農用地
漁業権設定水域	自然景観保護地区	北海道・市町村景観条例指定地域
主要な観光動線・眺望点から眺望される区域		

[対応状況] 区域・事項への振り分け方案に基づいて、ご意見のうち除外区域に入るものを太字で表示・提示し、北海道環境審議会でご審議中。

次のことについて、ご意見を伺いたい。

- 発電所アセス省令※の別表（環境影響評価の項目）と発電所に係る環境影響評価の手引き（経済産業省）を踏まえて作成した別紙道基準案について、配慮書が省略される観点から、

- ① 除外区域案
- ②-1 考慮対象区域案
- ②-2 考慮対象事項案に設定

されている区域・収集すべき情報、及びそれらを設定する根拠・適正な配慮のための考え方について、ご意見を伺いたい。

※ 発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

## ① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」と、「地域脱炭素のための促進区域設定等向けハンドブック（第2版）」等に基づき作成

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 / 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 / 温泉資源の保護に関するガイドライン
		重要な地形及び地質への影響			
		土地の安定性への影響		a) 砂防指定地 b) 地すべり防止区域 c) 急傾斜地崩壊危険区域 d) 土砂災害（特別）警戒区域	a) 砂防法 第2・4条 / 砂防法施行条例 第3条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 b) 地すべり等防止法 第3・18条 / 地すべり等防止法施行令第5条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3・7条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画 d) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7・9・10・26条 / 北海道総合計画 / 北海道強靱化計画

ここです

- 環境影響評価審議会で実施されている環境影響評価の累積的影響について、配慮書の段階でどのような配慮を求めているか、ご意見を伺いたい。